

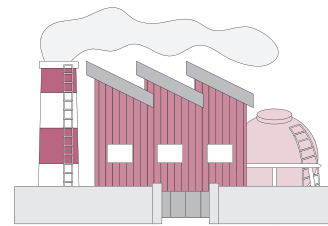
2017年  
4月1日～

## ガスの小売全面自由化がスタート

これまで、都市ガスの契約は地域ごとに特定の業者としか契約できませんでしたが、自由化により様々な業種や業態の中から、消費者が契約先を選択することが可能となりました。正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。また、便乗した勧誘にも気を付けましょう。

### 【アドバイス】

1. 小売全面自由化で、新たな機器を購入する必要はありません。自由化に便乗したガス機器等の販売が行われています。必要性を十分に検討して判断しましょう。  
訪問販売・電話勧誘の場合、法定事項が記載された契約書面の受領日から起算して、8日以内であればクーリング・オフができます。
2. ガス会社の代理店を名乗る電話であっても、不審に思った場合はその場で安易に情報を伝えず、社名や担当者名、連絡先等を確認し、ガス会社にそれを伝えた上で、本当に代理店かを確認しましょう。
3. ガス小売事業者は、契約内容（料金の算定方法、供給開始の予定日や設備工事に伴い費用負担が生じるのか否か等）について、締結前に説明することが義務付けられています。契約締結する際には、ガス小売業者からしっかりと内容を確認し、納得したうえで契約を締結することが重要です。
4. 不明な点等があれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口へお問い合わせください。  
(☎ 03-3501-5725)



### 【問い合わせ】

茨城県消費生活センター ☎ 029-225-6445  
常陸大宮市消費生活センター ☎ 52-2185(直通)(本庁商工観光課内)  
※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。



## 善意をありがとう

<新学期を迎える児童生徒へ>

(順不同・敬称略)



J A 常陸農業協同組合  
通学帽・教材



大宮地区交通安全協会  
ランドセルカバー&タスキ



常陽銀行 防犯ブザー